

## 区長と話そう、聞いてみよう すぎなミーティング

### テーマ 「たばこをめぐるルールを通して地域社会を考える ～日常生活のルールと行政の役割～」

平成 29 年 12 月 17 日(土)

区では、区政に関して、日頃発言する機会がすくない区民の方々の声を、幅広く受け止めていく取組として「区長と話そう、聞いてみよう、すぎなミーティング」を実施しています。今回は、「たばこをめぐるルールを通して、行政はどのような役割を努めるべきか」について話し合いました。

#### ◇今なぜ、たばこのルールを考えていくことが必要なのか 区長から一言

区に寄せられる要望の中には、喫煙ルールの徹底や屋外喫煙所からの煙等、望まない受動喫煙に関するものが多くあります。区では受動喫煙防止や喫煙ルールの確立に力を入れなければならないと考え、平成 15 年に歩きタバコやポイ捨てを禁止する条例を定め、喫煙マナーの向上に努めてきました。また、それと同時に受動喫煙防止のため庁舎内の分煙対策として喫煙所の整備にも力を入れています。



今、オリンピック・パラリンピックを契機に、東京都から建物内完全禁煙をはじめとする新たなルールが提言されています。喫煙は日常生活に密着する問題であることから、これを機会に、ご自分が区長だったらという視点で、どのようなルールがいいのか、また行政の役割は何か、皆さんご自身で考えていただく機会として懇談会のテーマにしました。

#### ◇「たばこのルール」を考えるために、まず、杉並のたばこ対策はどうなっているのか 担当の課長から説明がありました。

##### ●喫煙対策についての杉並区の考え方は

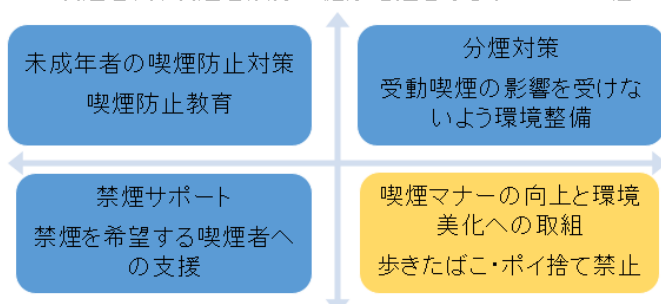
杉並保健所健康推進課長から杉並区における喫煙対策指針の説明がありました。この指針は喫煙者、非喫煙者双方の健康増進を目指して定められたもので、未成年者への喫煙防止教育やたばこをやめたい方への禁煙サポートからはじまって、受動喫煙の防

止に向けた分煙対策や喫煙マナーを定めています。

これに対して、平成 29 年 9 月 8 日に提案された東京都の条例案は、分煙ではなく官公庁は建物内、病院や学校は敷地内の喫煙を禁じる厳しい内容になっているとの報告がありました。

#### 杉並区における喫煙対策指針(平成16年～)

喫煙者、非喫煙者双方の健康増進をめざす 四つの柱



#### 東京都受動喫煙防止条例(案)

医療機関・学校	敷地内禁煙 (屋外喫煙所×)
官公庁・老人福祉施設 大学・体育館	屋内禁煙(喫煙専用室設置×) 屋外喫煙所は○
ホテル・娯楽施設 飲食店	屋内禁煙(喫煙専用室設置○) 例外 30㎡以下の店舗
バス・タクシー	車内禁煙(喫煙専用室設置×)
鉄道・船舶	車内禁煙(喫煙専用室設置○)

平成 29 年度第 3 回 すぎなミーティング報告書  
喫煙マナーが向上していることが報告されました。

その他、区の収入となるたばこ税は年間約 29 億円に上ることや、たばこについての苦情は大多数が路上喫煙や喫煙所に関するものが多く、屋外の喫煙に厳しい目が向けられているなどの報告がありました。

### ●歩きたばこ、ポイ捨ても減少しつつあります。

また、環境課長からは、区内全域で、歩きたばこポイ捨てを禁止する条例が平成 15 年に定められたこと。また、条例制定後は年 2 回、主要 6 駅で朝 90 分の定点観測を続けており、平成 15 年に 778 件あった歩きたばこが、平成 28 年には 24 件に減るなど

## ◇グループトーク 小グループに分かれ、話し合いながら自分の考えを整理しました。

### ●まず、しっかりした分煙化が必要なのは？

一律に完全禁煙、敷地内禁煙は厳しすぎる。施設の状況を考えないと

歩きたばこは、臭いもいやだし、危険ですね。

建物内での喫煙ルールは施設管理をする人の判断に任せたらどうか？

小さな飲食店は全部禁煙だと、死活問題ではないか

今ある分煙施設をなくすのは経済的でないと思う。



喫煙所の表示とかは外国語表示もして、地域にいる人全員が分煙するようにしていくことが必要。

喫煙していた頃、喫煙場所を探すというストレスフルな生活でした。

### ●歩きたばこをなくすには、どうするか

歩きたばこをなくすためには、罰金を高額にすれば？

私は、喫煙者にマナーを浸透させることと思う。

どうやったらできるかな？  
方法は？



マナー向上のキャッチーなフレーズを作る。

人が集まる駅、鉄道会社の協力も必要になると思う。

協力してくれたら、補助金を出す？たばこ税を使えば？

### ●自然とたばこを喫わなくなる社会にしていけば？

路上喫煙者と狭い道ですれ違っているのが一番困る。子どもが受動喫煙にさらされるから、マナーを徹底してほしい。

マナーの徹底よりも、喫煙する人を減らしていくことに重点を

喫煙防止教育とか、禁煙サポート事業に力を入れる。



喫煙者の減少策は時間がかかると思う。マナーの徹底も並行することが必要では

喫う人も吸わない人も共存できる社会にするためにはマナーが必要だと思う。

たばこの値段を釣り上げて、たばこから遠ざかるように誘導していくのも政策だと・・・

●受動喫煙を防止するにはどんな決まりが必要だろうか？

官公庁の建物だから、完全禁煙というの、結論ありきだと思う。

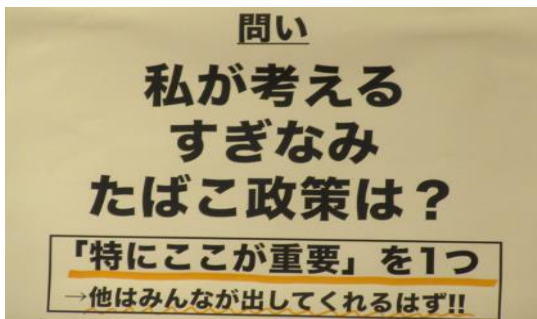
私は、たばこは喫わないし、嫌いだけど、どのようなルールが必要か。もっと時間をかける必要はないか？



この店はたばこ OK なのか一目でわかるようにすれば受動喫煙を防げるのでは。

たばこ税は大事な税収であり、たばこを喫うこと自体は、認められていること。ルールやマナーを守って、共生していくことが大事では。

◇「私が考える杉並たばこ政策」～私が区長ならどうするか～



そういう地域社会を目指していきたい。そのため路上喫煙の罰金は、思い切って5万円にすればどうでしょうか。

\*Cさん たばこの値段を上げる(税収アップを図る)

「喫煙者の余命を延ばすためにナビゲートしてあげられることは何か？」喫煙者の健康に気遣うことや

喫煙者人口を自然と減らしていくことを政策の柱として考えるというのはどうかと思いました。

禁煙サポート事業もあるが、たばこを喫い



づらい環境を作っていく。

まず、たばこの値段を上げることで喫煙者もたばこを控え、寿命を延ばすこともできる。おまけに税収アップも図れます。

\*Dさん 外国人にもわかりやすい喫煙所の設置

私が区長なら、東京オリンピックに向けて外国人が増えることを考えて、喫煙所の表示を外国人にもわかりやすいものにします。

また、喫煙所を分かりやすく表示することで、

禁止区域での喫煙も少なくできるのでは。地域にいる人全員に働きかけることができ、受動喫煙を防止することもできると思います。

\*Aさん 時間をかけてルール作りを



私は、たばこは大嫌いです。ただ、たばこを喫うのは法律に反するわけでもないし、一方、喫わない人が嫌煙権を主張するのも悪いことではありません。完全

禁煙とか結論ありきではなくて、もっと時間をかけてルールを話し合うことが必要では。また、ルールを確実に実践できるよう、関係部署の努力が必要だと思う。

\*Bさん 路上喫煙へは厳しい対応を



喫煙者です。喫煙マナーは、かなり浸透してきていると思いますが、一部のマナー違反が、必要以上に喫煙者のイメージを悪くして

いるように感じています。そこで私が区長なら、まずもっとも苦情の多い路上喫煙には厳しい態度で臨みます。マナーを徹底し、違反者がいなくなれば、喫煙者が肩身の狭い思いをせず、非喫煙者とも共生できる。

### \*Eさん 受動喫煙をなくすための工夫

重点項目を一つ上げるとすると、たばこの害や受動喫煙の不快感を考えると、予め受動喫煙を避けることができるよう、飲食店には「禁煙」



「喫煙可能」等の表示をしてはいかがだろうか。それによりみんなが気持ちよく暮らせるのでは。

### \*Fさん 分煙化を進め、マナーやルールが守られている社会

受動喫煙とか喫煙による健康被害とかが明らかになってきていますが、一方でたばこの税収はみんなの生活に役立つものです。それを考えると、喫煙のマナーやルールを守って、喫煙者も非喫煙者も共生できる地域社会を作ることが必要ではないでしょうか？



### \*Gさん マナー教育に力を入れて、お互いが住みやすい地域を創る。

私は、たばこは喫いません。ぜんそくがあるので、きちっとした分煙施設を作ることと路上喫煙は禁止にしたい。子どもも含めて、マナー向上のための教育を行う。



平成 29 年度第 3 回 すぎなミーティング報告書より効果が上がるよう集客施設や鉄道会社にも協力いただいて、駅などで根強く教育を展開していけば、マナーが行き届き、快適な地域になっていくのでは。

### \*Hさん 施設の中に分煙のための施設を整備する



路上喫煙によるたばこの臭いは不快なものなので、施設の中に場所を作って分煙を徹底するのが良い。施設の

中の喫煙ルールをどうするかは、施設管理者が決めることであると思うので、私が区長だったら、今ある分煙施設をきちっと整備して、みんなが快適に過ごせる杉並区にしていくことが大事だと思う。

### \*Iさん 「思いやりとマナーでお互いハッピーな分煙体制を」

完全禁煙・敷地内禁煙など厳しいルールが提唱されていますが、大事なことは厳しさではなく、受動喫煙をなくすこと。その点で歩きたばこは全面禁止としますが、心置きなく喫える環境を確保することも必要。私が区長なら分煙施設も整備して、非喫煙者と喫煙者が共生することを最終目標としたい。



## ◇区長から皆さんへ 広域自治体である都と基礎自治体である区の役割は

発表ありがとうございました。みなさんの意見を伺っていると、歩きたばこについては喫煙マナーの徹底、もう一つは施設内の分煙を徹底すべきという意見が多かったですね。



私の考えは、まず、受動喫煙対策は徹底すべきという立場です

昔、30 年程前はテレビ・映画に喫煙のシーンが出てきたり、職場でも、たばこの煙が漂っていることが

ありました。とても、室内を禁煙にしようとか、分煙

設備を設けよとは言い出しづらい時代でしたね。

その後、受動喫煙が子供に与える影響や健康への害が意識され、受動喫煙を防止する取組も進んできました。一方、たばこは国の認める嗜好品で、税収の面からも一定の役割をはたしている物品であるとともに、喫煙者にとってはストレスを和らげる効果もあると思います。

そこで、喫煙マナーや分煙を論じるときも、喫う人、喫わない人、両者の利益に配慮することが肝要です。

まず、子どもや健康への配慮から受動喫煙の防止を徹底することが必要です。国や広域自治体の都道府県のレベルで、受動喫煙の防止を、大きな目標として掲げて徹底していくことが必要でしょう。そのうえで、

市区町村のレベルで具体的な施設について、喫煙所を設けるか完全禁煙をするか、実情に応じたルールを作っていく必要があると思います。

今回の東京都の受動喫煙防止条例案の考え方は、「官公庁は建物内禁煙」「学校・病院は敷地内禁煙」というふうに、建物の用途から一律に喫煙を規制するものです。施設管理者がこれまで設置してきた「喫煙室」も認められま



せん。  
区役所を例にとると、受動喫煙防止のためにせっかく作った「喫煙室」を潰して、屋外に喫煙所を作ることが必要になります。

建物内禁煙・敷地内禁煙など厳しいルールを作っただけでは喫煙者は減りません。必ず、屋外で喫煙することになりますが、先ほど報告があったように区で最も苦情が多いのが路上喫煙や屋外での喫煙ですし、屋外に喫煙者を締め出すことで、かえって周りを受動喫煙のリスクにさらすことにもなるのです。

やはり広域自治体である都が、具体的な施設の立地環境や利用状況などを勘案しないで、条例で一律に喫煙ルールを決めること自体に無理があるのではないのでしょうか。

●**広域自治体は大枠を定め、基礎自治体を支援**

先ほども述べたように、受動喫煙の防止を徹底させるには、国や都が法律や条例で、大きな目的を掲げることは必要であると考えます。そのうえで、それを達成するための計画や具体的な方法は区民生活と密着し、実情を把握している基礎自治体に任せることが必要です。

◇**区長と区民の意見交換**

●**鉄道事業者などに協力義務を負わせては？**

●**区民** 受動喫煙を防止するには、行政だけでなく、人が集まる駅とか集客施設には、喫煙室の設置や、歩きたばこやポイ捨て禁止活動など、受動喫煙防止についての義務があると思いますがいかがですか？

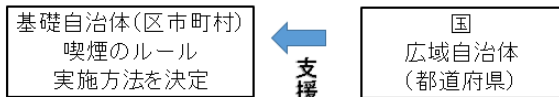
○**区長** 法により協力義務を定めることが必要だと

**受動喫煙防止策の徹底**

**法や都条例の強化が必要** = (例) 基礎自治体に受動喫煙防止策実施計画を義務付け  
国や広域自治体は大枠を定める

**分煙化の進め方(屋内喫煙室を含む)**

国、都道府県・基礎的自治体(区市町村)の役割を踏まえる



東京都には官公庁の集中する千代田区から、世界自然遺産に登録された小笠原までが含まれています。杉並区でもオフィスや商店街、住宅街など、多面的な顔を持っています。

受動喫煙など立地環境が大きく左右する問題は、基礎自治体がきめ細やかな実行計画を策定する方が、実効性があると思います。そのうえで、計画が実現できるよう、財政的な支援を含めた後押しをするのが国や都の役割です。

今回の東京都の考え方は、一方的に一律のルールを



定めることで受動喫煙をなくしていこうというものです。

また、屋外に喫煙施設を作るための費用負担も考えられてい

ないことから非常に不完全なものであると思います。

受動喫煙の防止策を通して、国や広域自治体である都、基礎自治体(市区町村)がどういうスタンスに立つべきか、また、それぞれの役割分担はどうあるべきか、みなさんに自治の基本を考えていただくいい機会になるのではないかと思います。

思います。受動喫煙防止には、人の集まるところに、きちんとした喫煙スペースを確保するということが必要です。その意味で鉄道会社などの協力は欠かせないものと思います。ただ、中央線一つとっても、複数の自治体にまたがっている。それぞれの自治体が鉄道事業者の協力義務を定めるよりも、法律で統一した協

力義務を定めることが得策ではないかと思ひます。

1980年代に駅周辺で自転車の集積が問題となったとき、自転車法で鉄道事業者に駐輪スペース提供の協力義務が課せられたことがありました。同様に、鉄道事業者への義務付けをするなら、法律によることが必要でしょうね。先ほど述べた、国や都の後押しや支援の重要なポイントであると思ひます。

### ●禁煙・喫煙の表示を分かりやすくすることも大事

●区民 オリンピック・パラリンピックを控えて、外国人にもわかりやすい喫煙所の表示をという意見がありました。来訪者や外国人住民にとっても必要なことと思ひますが、いかがですか？



○区長 喫煙所の表示は必要ですね。もともと、欧米では室内禁煙を徹底していますが、屋外喫煙には寛容なところがあります。それに対して、日本は路上喫煙に厳しい。路上喫煙禁止区域とかしっかりと表示していかないと外国人には不親切ですね。また、喫煙室や喫煙所を利用するルールを伝えることが必要です。

また、外国人のためだけでなく、飲食店などでは禁煙か喫煙できるかどうかと表示して、受動喫煙の防止を徹底していかなければならないですね。

### ●喫煙マナーの徹底は、地道な啓発が一番

●区民 受動喫煙の防止のためには喫煙マナーを向上させることが必要と思ひますがいかがですか？

○区長 受動喫煙防止を徹底するために、たばこを喫

平成29年度第3回 すぎなミーティング報告書  
うときは喫煙室で喫うというマナーを確立していくとともに、実態として、きちんとした喫煙室を設けるということが必要ですね。

●区民 今でも路上喫煙している人に出会います。これをやめさせるには、地道な路上喫煙禁止のキャンペーンが必要だと思ひますがいかがですか？



○区長 区でも路上喫煙防止指導員という制度を設け、毎日、区内の街角で指導にあたっています。このような継続的な活動によって「歩きたばこ」はかなり減ってきています。おっしゃるように、地道な取り組みが必要ですね。

●区民 駅前とか広い通りでは、みんな意識して路上での喫煙はしていないようですが、駅に行く途中の狭い道では、いつも喫っている人がいます。路上喫煙を指導する方も駅前ばかりではだめだと思ひます。

○区長 その点は、指導を徹底するようにしたいと思います。

●区民 歩きたばこは罰金5万円というのはどうでしょうか？

○区長 かなり厳しい規制です

ね。規制が厳しいからなくなるわけではなくて、先ほど述べたように指導の徹底など、啓発によりマナーを浸透させていくことが近道かなと思ひます。



## ◇懇談会をおわって 皆さんの感想(ひとこと)

\*知らなかったことが分かりとてもよかった。

\*区政に興味がわき、協力したい気持ちになった。

\*区長の考えていることが、理解できた。

\*自分とは異なる様々な意見を聴くことができた。

\*普段、話す機会のない人と話せてよかった。

\*たばこに関する他の人の考えが良く分かった。

\*杉並区の取組みが分かりやすかった。

\*今後もこのような取組みを継続してほしい。

\*職場の人や周りの人に区の取組みを伝えたい。

\*自治体のトップと話せてよかった。

\*国、都と区の役割を意識することができた。

\*自分の意見を熱心に聴いてもらえた。

◇懇談会をおわって 今後、話し合いたいテーマは？

- \* 障害者支援（最先端技術の利用等）
- \* 共生社会 助け合いの仕組みづくり
- \* 空き家の問題・杉並の対策
- \* 育児や待機児童について



- \* シルバー人材について
- \* 介護や認知症のこと、高齢者福祉
- \* まちづくりについて

ファシリテーターの山之内さん手製の区長バッジを付けて、皆さん和やかに意見発表してもらいました。

◇ご参加いただきありがとうございました。



今回の懇談会は 20 歳以上、80 歳代の無作為抽出の区民 1000 名に通知し、参加希望者 10 名の内 9 名に参加いただきました。



編集後記 区政相談課

初対面の方同士、緊張することもあったと思いますが、活発にご発言いただきありがとうございました。この報告書は出席者の方の意見と区長からの回答を抜粋して編集させていただきました。いただいた意見を、今後の取組みに活かしてまいります。

～区政を話し合う会報告書～平成30年3月 編集・発行 杉並区総務部区政相談課

〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

電話 3312-2111